

～身延町田舎暮らし体験施設 ご利用について～

身延町田舎暮らし体験施設条例及び施行規則をよくお読みいただき、制度の趣旨・注意点等をご理解のうえお申込みください。なお、体験施設に住民票を異動すること及びペットを持ち込むことは出来ません。

◆利用対象者 身延町への移住を考え、町民と積極的に交流する意思がある方
町が別に定める利用に関する規則などを遵守できる方

◆利用期間 年度単位（4月～翌年3月）となりますので、年度途中からのご利用の場合も、3月31日で契約満了となります。

◆利用料金 年間240,000円（年度途中からの場合は月割になります。）

～身延町田舎暮らし体験施設 ご利用の流れ～

1 施設の見学

体験施設を利用したい方は、施設内の見学が必要です。見学は、施設を利用している方がいない場合、随時受け付けています。

2 利用の申込み

見学後、利用を決めた場合は、「田舎暮らし体験施設利用申請書（新規）」に関係書類を添付して提出してください。

3 利用者の選考

書類審査及び面接（企画政策課長、田舎暮らし推進担当、地区区長、地区組長）により選考します。利用が決定された場合は、「利用許可通知書（新規）」を送付します。

4 利用契約

利用者は、町と利用契約を締結します。契約の締結には、施設の使用料その他の債務を保証する連帯保証人が必要となります。使用料は、契約締結後2週間以内に納付してください。

5 利用開始

施設の鍵をお渡しします。利用者は地域の皆さんと積極的に交流してください。

- ・地域の行事には積極的に参加してください。
- ・道路整備作業や河川清掃など、地区で行う奉仕活動に積極的に参加してください。
- ・地域のしきたり、地域の約束事や決め事を守ってください。

6 利用の更新

最長2年度間まで利用が可能です。利用期間を更新したい場合、契約期間満了の3か月前までに「田舎暮らし体験施設利用申請書（継続）」を提出してください。継続利用が決定されると「田舎暮らし体験施設利用許可通知書（継続）」を送付します。更新契約を締結後、2週間以内に使用料を納付してください。

7 施設の明渡し

契約期間満了日又は契約解除の日の翌日から1か月以内に施設を明け渡していただきます。施設の清掃や必要な修繕、電気・ガス・水道等の休止手続きを済ませてください。

また、明渡しの際は、田舎暮らし推進担当の確認を受けてください。